一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
コダマ入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長野県上伊那郡高遠町大字藤沢字児宮四三〇番地内四等三角点御堂垣外を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七九度三〇分五七秒　一三五一・〇五三メートルの地点　一号
標柱一号から二七〇度四一分三七秒　一三〇・七四四メートルの地点　二号
標柱二号から三二六度五七分三六秒　一〇一・四一九メートルの地点　三号
標柱三号から三一三度五八分三七秒　九七・九六五メートルの地点　四号
標柱四号から一六度一六分二七秒　一九・四八三メートルの地点　五号
標柱五号から九四度〇九分〇三秒　四〇・六六五メートルの地点　六号
標柱六号から一六度〇五分四八秒　九四・七一七メートルの地点　七号
標柱七号から一〇三度四六分二七秒　三〇・二七八メートルの地点　八号
標柱八号から一七八度二八分一七秒　一〇四・九六〇メートルの地点　九号
標柱九号から一七度一二分一一秒　一二〇・九三三メートルの地点　十号
標柱十号から一八五度二五分二八秒　七五・一八一メートルの地点　十一号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
熊倉沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長野県上伊那郡高遠町大字藤沢字小玉三六一四番地内四等三角点薬師堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から八七度一三分二三秒　一二四七・一六〇メートルの地点　一号
標柱一号から二七九度二七分〇七秒　三六・〇三六メートルの地点　二号
標柱二号から三一九度一〇分〇八秒　二八・四四一メートルの地点　三号
標柱三号から三三九度三一分二一秒　二二六・四七八メートルの地点　四号
標柱四号から六八度二八分一七秒　二三・二一五メートルの地点　五号
標柱五号から一四六度一四分〇〇秒　二二八・五一八メートルの地点　六号
標柱六号から一六八度一二分四二秒　四〇・一三二メートルの地点　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦洞沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長野県上伊那郡長谷村大字市野瀬字ビヤクボ九七四番二地内一等三角点戸倉山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二五七度〇八分四三秒　一八三四・九一五メートルの地点　一号
標柱一号から五三度四三分五三秒　三五・三二九メートルの地点　二号
標柱二号から七八度三七分四五秒　四〇・三一六メートルの地点　三号
標柱三号から一二〇度二五分一〇秒　一二七・九二〇メートルの地点　四号
標柱四号から二〇三度五九分四四秒　二〇・九七七メートルの地点　五号
標柱五号から二八七度一七分三四秒　六四・九〇七メートルの地点　六号
標柱六号から二六一度四〇分二七秒　八八・二四四メートルの地点　七号

○国土交通省告示第五百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丁字ヶ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県東温市則之内
字丁字ヶ谷　甲一三六六番
甲一三六七番一及び甲一三六七番二
甲一三六八番から甲一三七一番まで
甲一三七四番一及び甲一三七四番二
甲一三七五番
甲一三七七番一及び甲一三七七番二
甲一三七八番から甲一三八〇番まで
甲一三八一番一及び甲一三八一番二
丙八四二番一から丙八四二番一〇まで
字アレタ　丙八四三番
字成野　丙八四四番一
丙八四四番九から丙八四四番一二まで
丙八四四番一四
丙八四五番二から丙八四五番四まで
丙八四五番七から丙八四五番九まで
丙八四五番一一及び丙八四五番一二

字山之内駄場
愛媛県東温市河之内
字大西山　甲四六九六番一から甲四六九六番三まで
甲四六九七番から甲四六九九番まで
甲四七〇〇番一から甲四七〇〇番四まで
甲四七〇一番及び甲四七〇二番
甲四七〇三番一及び甲四七〇三番二
甲四七〇四番及び甲四七〇五番

字西山
乙一九八二番から乙一九八四番まで
乙一九八五番六
乙一九八五番二六
乙一九八五番八四及び乙一九八五番八五
乙一九八五番八七から乙一九八五番八九まで
乙一九八五番九一
乙一九八五番九四から乙一九八五番一〇〇まで
乙一九八五番一一九から乙一九八五番一二一まで
乙一九八五番一二三から乙一九八五番一三三まで
乙一九八五番一三六
乙一九八五番一五二及び乙一九八五番一五三
乙一九八五番一五五から乙一九八五番一五九まで
乙一九八五番一六一
乙一九八五番一六三
乙一九八五番一六八から乙一九八五番一七〇まで
乙一九八五番一七四から乙一九八五番一七七まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市則之内
字丁子ヶ谷　甲一三六一番二　一号及び四号
甲一三六六番　三号
字成野　丙八四五番七　二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字西山　乙一九八五番一三三　五号及び六号
愛媛県東温市則之内
字アレタ　丙八四三番地先水路敷　七号
字山之内駄場　丙八四二番一地先水路敷　八号

○環境省告示第六十五号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十日

環境大臣　望月　義夫

第一条中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。